

第3次津市男女共同参画基本計画
令和2年度実施状況報告書

令和3年12月
津市男女共同参画審議会

はじめに

当報告書は、第3次津市男女共同参画基本計画に掲げた64事業について、令和2年度の実施状況とそれに対する津市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という）からの意見である。

審議会では、計画の進行管理のため、毎年度、各事業の達成度、進捗状況に対する評価を実施している。その作業過程は次のとおりである。

まず担当部署から各事業の実施状況について報告を受け、同報告に対する審議会委員からの質疑を集め、担当部署からの回答を得た。その上で、審議会委員は各事業に対する意見等を提出し、これらの意見等を集約するために設置した検討委員会で報告書の素案を作成、審議会の最終審議にて決定した。

さて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年度制定・施行）の改正法が令和2年6月から施行され、令和4年4月からは対象となる事業主が拡大される。国はこれらの法をはじめ、諸施策を打ち出しているが、今までのところ、その効果がはっきりと表れていない。平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」も公布・施行されたものの、前回の衆議院選挙の結果として、女性議員の割合は9.7%へと低下した。世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数の最新スコア（2021年）は156か国中120位となり、前回よりも一つ順位を上げたが、政治・経済分野での女性参画の低迷により、次回は再び順位を下げる事が予想される。

本市における男女共同参画推進の状況もここ数年で大きく前進したとは言えない。もちろん、各担当部署がそれぞれに工夫を凝らして事業を進めていると拝察するが、その一方で、事業の効果検証を適切に行わずに過去の実績を踏襲しているように受け取れるケースも散見される。効果的な施策を展開するためには、できる限り客観的な数値に基づく検証を行うことが望まれる。また、今回は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置に伴い、予定していた事業を行えなかったケースが多い。これ自体は致し方ないことであるが、それに代替する措置を講じようとする努力が認められた事業とそうでない事業があった。特異な状況下にあっても男女共同参画推進に向けた姿勢を大切にしていきたいものである。

最後になるが、各担当部署にあつては、審議会からの意見を真摯に受け止め、しっかりと男女共同参画の視点に立ち、各事業を展開していただきたい。また、数値目標に掲げる事業については、速やかにその目標を達成できるように尽力されることを期待する。同時に、性別の問い方が難しくなっているものの、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）に努めていただくことを審議会として改めて要請する。

目 次

1	第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系……………	1
2	基本目標における各事業の取組・審議会からの意見	
	基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進…	2～12
	基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進……………	13～17
	基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進……………	18～29
	基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備……………	30～40
	基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化……………	41～52
3	数値目標の推移……………	53～55
4	参考資料	
	(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿……………	56
	(2) 令和2年度施策進捗状況審議経過……………	57

1 第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及 ②子育て・介護支援の充実 ③育児・介護休業制度などの整備と利用促進 ④就労・能力開発のための支援
	II 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑤市の審議会などでの男女共同参画の推進 ⑥事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	III 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧家庭・地域における男女共同参画の促進 ⑨防災対策における男女共同参画の促進 ⑩生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ⑪男女の生涯にわたる学習の場の提供 ⑫男女の生涯にわたる健康の支援
	IV 人権が尊重される環境の整備	⑬DV防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑭あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑮幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進
	V 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化	⑯男女共同参画推進のための連携体制づくり ⑰市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化 ⑱市内における推進体制の強化 ⑲市民への啓発と協働の促進

※ 下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

計画期間 2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度）

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

2 基本目標における各事業の取組・審議会からの意見

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発		（男女共同参画室）	
	関係課（室）、関係機関などと連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	市民に向けては、10月27日、11月17日に家事シェアをテーマとしたセミナーを開催しました。 （参加人数のべ21人　うち男性のべ5人） 新型コロナウイルス感染症により市主催の集客型セミナーの形態では、広報や参加者集めが難しい面があったため、令和3年度から地域団体からの応募制で講師派遣を行う方式に移行します。 事業所に向けては、令和3年度に事業所調査を実施予定であることや新型コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮し、本年度は実施しませんでした。	継 続	セミナーについて、集客型から講師派遣型への移行は評価できる。 今後、依頼数の増や派遣先の検討のほか、より多くの地域での事業実施により、ワーク・ライフ・バランスが必要な世代への啓発が可能となるよう、取り組まれない。 また、事業所訪問については、リモート等を活用し、コロナ禍での実施方法も工夫し事業を進められたい。
			（商業振興労政課）	
		新型コロナウイルス感染症の影響により、企業への訪問・面談はできませんでした。 次年度に向けて、訪問企業のリストアップや各種制度の情報収集に努めていきます。	継 続	新型コロナウイルス感染症拡大により訪問・面談が困難ではあるが、この状況だからこそ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの啓発が大変重要である。企業への啓発資料の送付など、今取り組める啓発は実施し、リモートなど何らかの手立てを講じ、面談等ができるよう整備を急がれたい。また、比較的規模の小さい事業所などへの啓発にも注力されたい。

2	勤労者福祉の充実		（商業振興労政課）	
	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設置された三重中勢勤労者サービスセンター（ジョイフル中勢）を補助事業（補助金年額：1,300,000円）により支援することにより、市内企業に勤労者に対する福利厚生の充実を促進しました。	継 続	福利厚生といっても様々であるため、当事業の実施により補助金が勤労者のワーク・ライフ・バランスにどのような形で寄与できたか、効果の検証を実施し、中小企業の福利厚生の充実を図りたい。 また、本来の目的であるワーク・ライフ・バランスの啓発普及にも尽力されたい。
3	勤労青少年講座の実施		（商業振興労政課）	
	働く若年者の仲間づくりや余暇の充実など、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	働く若年者の余暇の充実と、趣味を通じた交友の促進を目的に、勤労青少年講座を開催しました。 当該年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比べ受講者数の減少がみられたが、料理、手話、写真など7講座を実施し、のべ56人（女性44人：78.6%、男性12人：21.4%）が受講し、勤労者の教養、趣味の充実とともに、勤労者福祉の向上を図ることができました。	継 続	新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数は減少したが、男性の参加比率が増加したことは評価できる。講座内容や低費用の魅力ある講座の開設や広報等を工夫し、今後も男女共同参画の視点に立った講座運営を行われたい。
4	男性のためのハウスキーピングスキルアップ講座の充実		（生涯学習課）	
	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理など）や地域での活動を男性も共に担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	令和2年度も男性を対象とした料理教室を開催し、講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めました。（講座数6講座、参加者数57人） 今後も、男性が家庭責任について考え、話し合えるような料理教室を開催し、性別による役割分担意識からの脱却に寄与したいと思います。	継 続	内閣府の「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会・報告書」におけるテレワーク下での男性の家事育児参画の必要性の指摘等を踏まえ、料理以外の家事に関する講座開設が実現するよう講師選定も含め努力されたい。 また、地域住民を講師選定対象にすることなどについても検討されたい。

②子育て・介護支援の充実

事業名・内容		令和2年度の実施	次年度の方向性	審議会からの意見
5	子育て支援事業の充実	(子育て推進課)		
	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	子育て支援センター（保育園併設型・独立型）では、新型コロナウイルス感染症の影響で来場者の受け入れを中止し、電話での相談対応のみ実施とした期間もありましたが、コロナ禍による子どもへの影響、保護者の方の不安やストレスを軽減するために、人数制限や検温などの対策を徹底しながら、9月以降は予約制で季節のイベントなどを再開し、コロナ禍でもお出かけができる場所として、安全・安心に親子で遊べる場所の提供、子育てに関する相談など、親子への支援に取り組みました。 また、子育て中のお母さんに代わってお父さんや祖父母の方が来場されたり、イベント時には夫婦そろって参加いただくなど、男性の参加率が高まっていることから、男性が参加された際にも気軽に利用していただけるよう、言葉がけ等行っています。	継 続	コロナ禍での事業継続とともに、男性の参加率が高まっていることは評価できる。 男性参加率の定量的な把握や更なる参加率向上のための方策の聞き取りなどにより、今後も男性の育児参画促進に向け取り組みを継続されたい。
6	保育サービスの充実	(子育て推進課)		
	通常保育のほか、延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	市内の保育所・認定こども園等において、延長保育は公立11園、私立24園で、休日保育は私立1園で、一時預かりは公立12園、私立9園で実施し、保育サービスの充実に努めました。 (参考) R1 延長保育 公立10園、私立24園 休日保育 公立1園 一時預かり 公立11園、私立9園 保育士の確保により、一層の特別保育等事業、保護者のニーズに対応していく必要があるため、「保育士職場復帰セミナー」を実施しました。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施回数は1回でした。)	継 続	保育サービス充実を目的とした保育士確保に向け、保育士職場復帰セミナーについてはオンライン開催など工夫を凝らした開催を検討されたい。

7	ファミリー・サポート・センター事業の充実		(こども支援課)	
	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	令和2年度は、1,993件（子育て支援緊急サポートネットワーク事業130件含む）の会員相互の援助活動がありました。また、提供会員の確保及び資質向上のための養成講座を新型コロナウイルス感染症対策を施したうえで、2クール（計22講座、55時間）実施するとともに、依頼会員と提供会員の繋がりを深めるための交流会を開催しました。 新たな提供会員の確保のため、広報津への記事掲載や独自の広報紙（ふぁんふぁん）作成等、制度の周知のため広報活動を継続して行いました。	継 続	当該事業は育児中の保護者に必要な事業であり、新型コロナウイルス感染症が蔓延するなかで、予定通りの養成講座開設や交流会を開催したことは評価できる。養成講座の受講者減少の要因について検証されたい。 また、紙面だけでなくSNS等の利用も視野に、情報発信方法の検討を行うとともに、今後も、コロナ禍での保護者のニーズ変化を把握し、安全安心に利用できる事業として継続されたい。
8	子育て支援ショートステイ事業の充実		(こども支援課)	
	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気・介護・育児不安などにより、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。	育児疲れや育児不安等の理由を中心にのべ51人、233日の利用があり、虐待の未然防止の観点から、必要に応じて児童相談所の一時保護と連携する等、制度運用を図りました。 また、保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった際に保護者が利用できるよう、市民へ広く事業を周知するため、市ホームページや市が発行する子育てハンドブックへの掲載の他、当課相談窓口や関係機関を通じて、事業案内を実施しました。 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、児童の受入れが難しい状況もありましたが、当該事業は、育児疲れや育児不安を持つ保護者の育児の一時的な代替を行い、育児疲れ軽減や児童虐待防止にも有意義な事業であることから、引き続き、事業の周知を行うとともに、利用者への適切な支援につなげるよう努めます。	継 続	新型コロナウイルス感染症拡大による生活スタイルの変化により子育て不安を抱える保護者が増加していると考えられるため、事業の利用促進とともに、保護者の精神面、健康面へのフォローなど、支援の充実に努められたい。 また、新型コロナウイルスに養育者が感染し子育てする者がいない等の直接的な問題への対応も検討されたい。

9	家庭児童相談の実施		(こども支援課)	
	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられる様々な相談に対し、助言や様々なサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応するよう努めるとともに、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関に繋げ、児童虐待防止に努めました。 また、様々な相談に対して幅広い助言や対応ができるよう、職員間での情報交換、情報の共有の場を設け、事例検討などを通して種々の福祉サービスに係る知識を深め、必要に応じて適切な支援に繋げるように努めました。引き続き、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知に努めます。	継 続	新型コロナウイルス感染症の拡大により家庭での親子関係にも影響が出てきていると考えられるため、引き続き、相談件数の増加や多様化への対応、職員間での情報共有、知識向上等に取り組み、適切な相談ができるような体制強化や相談員の資質向上に努められたい。 窓口対応等で得た最新の情報については、市として円滑な業務を進めるため、教育委員会や保育関係部署とも情報共有を図られたい。
10	包括的支援事業の実施		(地域包括ケア推進室・高齢福祉課)	
	地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行います。	地域包括ケア推進室内にある地域包括支援センターを基幹型とし、市内の日常生活圏域に10か所の地域包括支援センターを、地域に密着した相談窓口の拠点として配置し、高齢者の権利の尊重を図るため権利擁護事業に取り組みました。取組状況については、地域包括支援センターの事業評価等を通じて確認、指導を実施しました。 令和2年4月、効率的かつ効果的な運営体制の充実及び機能強化を図るため、地域包括支援センターの担当エリア及び職員配置について見直しを行い、1か所増設及び担当エリアを再編し、市広報及び市ホームページで周知を図りました。 これにより、以前より課題であった民生委員・児童委員協議会の担当地域と地域包括支援センター担当エリアの一致、高齢者やその介護家族の相談に丁寧に対応できる地域包括支援センターの職員体制の強化を図りました。	継 続	運営体制の充実や機能強化、実情を踏まえた課題解決を図られたことは評価できる。 強化された地域包括支援センターの職員体制を活かし、高齢者が地域の実情に応じ住み慣れた地域で能力に応じた自立生活が営めるよう、丁寧な相談に取り組まれたい。

11	高齢福祉サービスの実施		(高齢福祉課)	
	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種高齢福祉サービスを実施します。	介護保険以外の高齢者福祉サービスを展開し、在宅で安心して生活できるよう取り組みました。 特に配食サービスでは、コロナ禍において一層の利用者の増加があり、見守りが必要とされる利用者の安否確認の有効な手段として活用されました。配食サービスの利用により家族の精神的・身体的な負担の軽減を行うことができ、今後も配食事業所の確保に努め、利用者に対する安心感のある生活環境の確保ができるよう進めてまいります。	継 続	配食サービスによる高齢者の見守りは、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で大切な施策となる。配食サービスを含めた全ての高齢福祉サービスについて安全安心に利用ができるよう環境づくりと管理体制の徹底に努められたい。
12	介護保険サービスの利用促進		(介護保険課)	
	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。	広報津（7月1日・16日合併号）にて、本年度の保険料決定に係る納入通知書送付の案内、負担限度額（介護保険施設等における食費・居住費の減額制度）の認定申請の案内も行い、介護保険制度の周知を図りました。 65歳に到達した者（第1号被保険者）に対しては、介護保険被保険者証を郵送する際に、介護保険制度の簡易な説明パンフを同封し、介護保険制度への理解の普及を図っています。 介護保険サービスの利用促進については、高齢者が身近な地域で生活ができるよう、また、在宅での介護の負担軽減に資するよう、第7期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を進めるため、9月に公募を実施しました。公募にあたっては、広報津（9月1日号）での周知と併せてホームページでの周知も行いました。 引き続き介護保険制度の周知に努めるとともに、令和2年度において地域密着型サービスの応募がなかったことから、次年度以降も公募を実施し、サービス事業所の整備に努めていきます。	継 続	地域密着型サービスは国が提唱する地域包括ケアの根幹サービスで利用者ニーズも高いことから、事業者確保ができないことによるサービスへの影響確認とともに、募集要領見直し等による応募条件の抜本的見直しによりサービス提供が可能となるよう取り組まれたい。

13	家庭教育支援セミナーの実施	(生涯学習課)	
	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援セミナーを実施します。 未就学児の保護者等対象講座については、新型コロナウイルス感染症拡大を懸念し、令和2年度の開催を見送りました。 思春期の子どもの保護者等対象講座（PTAと共催で開催） 日時：10月26日 場所：久居中学校 受講者数36人 新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染状況が不安定であったため、保育園やPTAからの開催申出も見送られ、開催が1回にとどまりました。 今後は、感染予防対策を行い、安心して参加できる講座として、各種団体と連携し事業の周知をしていきます。	継 続	コロナ禍こそ家庭教育支援セミナーの実施が必要なため、受講者の男女別集計に留意の上、SNS等を利用したオンライン講座の実施を検討されたい。
14	放課後児童対策の充実	(生涯学習課)	
	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 利用児童が増加している放課後児童クラブのニーズに的確に応えていくため、狭あい化している施設を中心とした施設整備を着実に進める必要があります。令和2年度は芸濃こども園の整備に合わせ、棕本地区放課後児童クラブの2つ目の施設を芸濃保育園跡地に整備するとともに、学校法人が、豊が丘地区に新たに設置する放課後児童クラブの建設に係る補助を行うことで、狭あい化している放課後児童クラブ施設の解消を図りました。 また、放課後児童クラブの職員不足を解消するため、教育現場で勤務する会計年度任用職員が夏休みなど長期休業中に放課後児童クラブへ従事する取り組みを実施しました。 さらに、新型コロナウイルス感染症対策支援として、学校へ放課後児童クラブが学校施設を使用できるよう協力を依頼するとともに、各クラブとの懇談会を実施し、個別の課題への対応を行いました。	継 続	クラブ運営に関しては、保育環境や労働環境の改善及び支援員等の人材確保は全国的な課題であるものの、創意工夫をこらし学童保育の質の向上に努めており評価できる。 小学校の施設の使用は一時的な活用に限定し、喫緊の課題であるコロナ禍での施設の狭あい化の解消など、学童が心身ともに安全安心に過ごせる施設整備等により、抜本的な改善を図り、利用しやすいクラブ運営を実現されたい。

③ 育児・介護休業制度などの整備と利用促進

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方針	審議会からの意見
15	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発		(人事課)	
	職員が子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続き時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	新規採用者に向けて、各種休暇等の説明を行うとともに、その他職員からの個別相談を受け、相談内容に応じた休暇等の案内を行いました。男性で育児休業を検討している職員には、短い期間の取得を検討している場合、事情の聴き取りを行い、少しずつ長期の育児休業取得ができる風土づくりに取り組みました。 また、育児休業を取得しやすい環境の整備を図るため、引き続き、育休代替任期付職員の採用も行っています。 (参考：令和3年4月1日時点 育休代替として働いている職員数 54人)	継 続	育休取得率が目標値を超えたことは評価できる。 男性の育休取得日数が全員1か月以内であったことは、改善の余地が大きい。今後、男女別の育休取得可能となった職員数に対する育休取得者、育休取得日数、取得1か月以下の理由の報告を求め、次年度以降の改善に繋げられるとともに、令和4年4月から施行となる産後パパ育休制度の周知も図られたい。 また、積極的な広報と、育休代替職員による対応だけでなく、業務体制の見直し等についても検討されたい。

④ 就労・能力開発のための支援

事業名・内容		令和2年度の実施	次年度の方向性	審議会からの意見
16	職業能力向上に向けた支援	(男女共同参画室)		
	関係課（室）が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	就職を希望する女性を対象として「女性のための就職応援セミナー」を無料託児付きで開催しました。（いずれも金曜日 10 時～12 時 津市中央公民館）参加者からは、普段は子育てに追われ、自分の時間を持つことができないが、集中してスキルアップのため学ぶことができた」と好評を得ました。 ①エクセルパソコンセミナー（9月4日、11日、18日、25日、10月2日 全5回 10～12時） 対象 就職を希望する市内在住女性 7人 内容 エクセル3級レベルのパソコン技能習得 ②見つけよう！私の幸せな働き方（10月9日） 対象 就職を希望する市内在住女性 8人 内容 女性の働く状況の講義、グループワークなど 講師 NPO法人 a trio 理事長 山口 友美 （新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、定員を減らして実施） ②のセミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響で夫に就職を反対された、幼い子どもを持つ女性が自身で就職を控えることとした、バイトが少なくなったなどの話があり、新型コロナウイルス感染症が女性の就労に影響を与えていると感じました。 就職率は、令和3年5月頃に調査予定	継 続	新型コロナウイルス感染症拡大により、女性の就労に影響が出ている。コロナ禍でもオンラインで講座を開催するなど、就労へ向けた支援を図りたい。

		(商業振興労政課)	
	結婚や育児等のために離職した方をはじめ再就職等を希望する方や就職を目指す若年齢層の方を支援するため、就業支援パソコンセミナーを男女共同参画室と連携して開催しました。 また、ハローワーク津が主催する再就職職業訓練（ハロートレーニング）や三重労働局の事業である女性の再就職支援事業について広報津への掲載やチラシの配布などにより周知しました。	継 続	毎年同様の取組み内容となっており、主体性を持って事業を行うため、担当課としての検証を行われたい。
		(生涯学習課)	
	（前期） 平日の夜開催 ・はじめてのZ o o m体験 開催3回、参加者7名（女性5名、男性2名） （後期） 平日の夜開催 ・仕事で役立つパソコン教室 エクセル 開催9回、参加者23名（女性18名、男性5名） ・仕事で役立つパソコン教室 ワード 開催9回、参加者17名（女性14名、男性3名） 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で働き方に大きな変化が生じたため、テレワーク等にも対応できるよう、Z o o mに関する講座を開催しました。 今後もパソコン教室を継続して開催し、就業を希望する人の職業能力の向上に寄与できる講座内容を取り入れていきます。	継 続	新型コロナウイルス感染症収束後もリモートによる会議等は頻繁に行われると予想されるため、しばらくの間は、Z o o mに関する当講座は継続する価値はある。 受講生募集の広報については、SNS等の利用も検討されたい。

17	就業相談・就業支援	(商業振興労政課)
	関係機関を連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。 平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じてハローワーク津やおしごと広場みえなどの関係機関への直接の案内や、パンフレット、チラシ等の配布を行いました。 また、毎月第2金曜日、第4水曜日に開催しているメンタルヘルス相談（相談件数23件）に関し、広報津やチラシの配布等を通し、利用者の増加に努めました。	継続 メンタルヘルス相談について、広報により利用者増を図ったことは評価できる。三重労働局との雇用対策協定による連携は、啓発のみならず相談事業につながられるよう図られたい。 コロナ禍では女性の就業への困難が浮き彫りとなった。就業への支援を強化されたい。
18	起業家などに対する支援	(経営支援課)
	市内の公的な創業支援機関を連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供などの支援を行います。 本市に設置されている、起業・創業を希望する人に向けたワンストップの相談窓口については、今年度の相談件数343件のうち、6割超となる218件が女性であったことなどから、年度の途中から女性の専門相談員の相談日数を増やすなど、相談者のニーズに応じて相談体制の拡充を図りました。 また、年6回の開催予定であったビジネスカフェについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1回の開催（参加者：女性11名、男性2名）に留まったものの、今年度からは女性を講師に迎えたうえで、事業内容も見直すなど、創業の入り口としてイベントの再構築を行いました。	継続 女性相談員の相談日数を増やすなどニーズに応じて相談体制の拡充等を図ったことは評価でき、こうした柔軟な姿勢は大切である。 これまでの成果や課題を踏まえ継続的に事業改善に取り組むとともに、女性特有の創業時の課題に対する知識やスキル習得にも目線を向けた支援に努められたい。

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
19	審議会などへの女性の登用推進		(全庁・行政経営課)	
	市が設置する審議会などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	各審議会等の委員の選任に当たっては、令和2年12月に改めて全庁に対し、委員選任時の役職指定の廃止や構成機関の見直しを通じて女性登用率及び公募委員比率の向上に係る積極的な取り組みをお願いしました。 通知の際には、全庁的に現状を把握するため、委員が委嘱されている55の附属機関別に女性委員の占める割合等を示し、30%をクリアしていない審議会等の積極的な取り組みを促しました。 なお、令和3年3月31日時点で女性委員の占める割合は、25.2%（217人／860人）となっています。	継 続	女性委員30%未満の審議会について改善に向け努力していること、附属機関一覧表を作成し分析を試みていることは評価できる。 更なる手立てとして、30%に達しない理由と改善案の提出、女性登用への定数目標等の提示、委員選任時の充て職を代表者に限定せず女性委員の選任を依頼すること、女性人材リストの作成、公募委員選任時における男女比の設定、委員数の増減等構成比率そのものの見直しなど、より積極的な姿勢で抜本的な改善に向け取り組みを推進されたい。 また、鈴鹿市など先進地の委員選出条件等の分析を行い、選出方法の改善等に着手の上、早期に女性委員の増加を図られたい。

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方 方向性	審議会からの意見
20	事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進		(商業振興労政課)	
	事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	例年実施している企業訪問による啓発に向け、三重労働局津職業安定所と協力し訪問企業のリストアップや各種制度の情報収集に努めました が、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業訪問・面談は実施できませんでした。 今後もワーク・ライフ・バランスをはじめ、男性中心型の就労慣行の見直しなど就労環境の改善に向けた啓発を続けていきます。	継 続	企業訪問ができなくとも、女性登用が企業のプラスとなる先進事例を企業に対し積極的に啓発されたい。 また、コロナ禍での当事業の進め方について、スマホを活用したオンライン会議をはじめ、どのような方法・どのような内容で啓発するかについて改めて検討し、スピード感を持ち、かつ工夫を凝らし、事業を進められたい。
		本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と令和3年度に事業所調査の実施を控えていることを考慮し、事業所訪問は控えましたが、津商工会議所へ依頼し、啓発資料を窓口へ設置していただくことで事業所に向けた男女共同参画の推進を啓発しました。	継 続	企業訪問ができなくとも、女性登用が企業のプラスとなる先進事例を企業に対し積極的に啓発されたい。 また、コロナ禍での当事業の進め方について、スマホを活用したオンライン会議をはじめ、どのような方法・どのような内容で啓発するかについて改めて検討し、スピード感を持ち、かつ工夫を凝らし、事業を進められたい。

21	農林水産業従事女性への意識啓発・支援		(農林水産政策課)	
	地域農業の将来を考える 「人・農地プラン検討会」において女性農業者比率を30%以上にします。	地域農業の将来像を考えた結果である「人・農地プラン」については、作成するだけでなく実行することが重要であり、地域での話し合いにより、地域農業を担っていく中心経営体への農地の集積・集約化に関する考え方を明確化し、地域農業の在り方等を記載したものです。 「人・農地プラン検討会」は、この「人・農地プラン」について検討・審査するための組織であり、令和2年度においても、委員の交代があったものの9人中4人が女性で、うち3人が女性農業者となっているため、当該検討会に諮った「人・農地プラン」(4地区分)に対して、女性農業者の意見を反映するよう努めることができました。 (女性委員比率：44.4%) (女性農業者比率：33.3%)	継 続	「人・農地プラン検討会」の女性委員比率が4割以上であることは評価できる。 「人・農地プラン検討会」が政策の中でどう位置付けられているのかが市民にもわかるよう、市ホームページ上で見える化を図られたい。 また、農業だけでなく、林業、水産業分野での女性の意識啓発や支援も精力的に進められたい。

⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用

事 業 名 ・ 内 容		令和 2 年度の取組	次年度の 方向性	審議会からの意見	
22	市職員における女性の管理職への登用の推進		(人事課)		
	女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹および担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置および人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	課長級以上職員に占める女性職員の割合を目標値として掲げる「津市特定事業主行動計画（平成 28 年 3 月策定）」に基づき、令和 3 年 4 月 1 日付け人事異動後においても、前年度に引き続き部長級 2 人、部次長級の職に 5 人、課長級の職に 25 人が在任し、幹部職員として本市の運営に携わっています。 女性職員のキャリア形成などを目的とした研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。	継 続	女性登用率の向上が図られていることは評価できる。 集合研修の実施は見送ったが、女性管理職登用への道筋が途切れないう、環境の変化への柔軟な対応・工夫をされたい。 また、動画視聴研修の検討だけでなく、講師の研修や受講者間でのグループワーク、意見交換などのオンライン開催を検討されたい。	
					(消防総務課)
		男性と比較して女性消防吏員が少ない状況ですが、先進例となる女性幹部職員が今年度、1 名誕生しました。当該職員やその他の女性消防吏員が更に職域やキャリアを拡大することができるよう、消防本部への女性の配置等を実施し、O J T 等により、幹部職員として必要な経験を積めるよう取組みを実施しました。 ・ 消防大学校への派遣 2020 年 12 月 15 日～同年 12 月 23 日 消防士長 1 人派遣 今後も現在の取組みを継続し、O J T 等を実施することにより、現在の女性幹部職員に対する管理能力の育成や、新たな女性幹部職員の育成を推進していきます。			継 続

23	市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	(人事課)	
	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。	1 女性職員活躍セミナーの実施 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。 2 女性職員の派遣研修 女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の派遣を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止しました。 この他、自治体国際化協会の海外派遣研修には、応募者の中で女性職員が選出され、令和元年度、令和2年度の2年間、シドニーへ赴任しました。益々国際化する地域社会の市政を推進する上で重要な、英語力・国際感覚を身に付けています。	継 続 集合研修の実施は見送ったが、動画視聴研修の検討だけでなく、講師の研修や受講者間でのグループワーク、意見交換などのオンライン開催を検討されるなど、事業実施を継続されたい。
		総務省消防庁の方針に沿って本市消防本部で設定した女性消防吏員数値目標を達成するため、消防庁ポータルサイトへ県等と連携した情報掲載や、県内の大学及び市内の高等学校等への訪問による職業説明会を実施し、女性を含めた消防職員採用試験の受験者獲得に向けた取組みを進めました。 ・消防吏員を目指す学生（女性を含む）を増加させるための「学生向け職業説明会」 皇學館大學、大原法律専門学校、久居高等学校 他 4校（女性参加者15名） ・消防職員採用試験の女性受験者の状況 令和2年（令和3年度採用）：女性受験者1人（合格者1人） 引き続き、PR活動を継続して消防職に対する理解度を促進し、女性受験者数・女性消防吏員の増加に向けた取組みを推進するとともに、県内の大学及び市内の高等学校等に対する職業説明会の実施を継続する必要があります。	(消防総務課) 継 続 女性消防職員の目標値が16人であるが、ここ3年は13人のまま推移しているため、他市の取組み調査や、就職説明会、インターンシップの実施等、女性受験者の獲得方法を工夫し、少しでも増えるような努力を今後も継続されたい。

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
24	市民人権講座の充実		(人権課)	
	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	市内全域で計22講座（津地域のみ4講座・久居・河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉地域は各2講座）を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止などから、4講座（芸濃・香良洲・白山・美杉地域における各1講座）は開催中止となりました。そのため、18講座の開催、のべ589名の参加となりました。なお、一部の地域では、平日の夜間や平日以外に実施する等の取組みを行いました。 河芸地域において、女性の人権について、公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長の本江優子さんを講師に招き、「わたしらしく生きる」を考えると題して行い、受講者からは、「大変わかりやすい内容で良かった。」「勉強になった（知識が広がった）。」「とても身近に感じた。」などの感想をいただき、男女共同参画について考えていただくよい機会となりました。なお、同一内容で白山地域でも実施する予定でしたが、前述の理由により中止となりました。	継 続	コロナ禍でも実施方法等を工夫し男女共同参画の視点で講座を開催したことは評価できる。 今後は、DV・児童虐待・非正規の雇用止め等、コロナ禍で生じた人権課題等のテーマについて、ネット配信を積極的に活用するなど、更なる改善を図り、講座を継続して実施されたい。 また、アンケートの実施では、L G B T Qへの配慮から、性別欄を「男・女」の二者選択から「性別（ ）」といった記述に変更するなど、男女別統計を工夫した上で継続されたい。
25	男性の育児参画の推進		(こども支援課)	
	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	例年どおり親支援教室を開催する予定でしたが、人が集まる行事を実施することができませんでした。 同委託事業の中で、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する特殊な状況でどのように子育てを支援していくか、夫婦で協力して子育てをするための考え方などについて『コロナ禍での子育て』と題した動画視聴研修を開催しました。子育て支援ボランティアや保育関係者を対象とし、43人が参加しました。 委託事業は令和2年度で終了するため、令和3年度はこれまでの実績を参考にしながら感染症対策に対応した事業を実施します。	継 続	コロナ禍での子育てをテーマにした動画視聴研修の実施は時代に即したテーマ設定と手法であり評価できる。 今後も男性の育児参画の視点での研修を継続されたい。

26	人権教育講演会の充実	(人権教育課・各教育事務所)
	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民および人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。 【実績】人権教育講演会 45回 1,613人、人権学習会 95回 1,446人 人権教育講演会については、各事務所単位で、人権教育指導員や人権教育担当者を中心に講演会を計画し、数十人単位の少人数で学べる講演会を開催しました。 講演内容としては、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別的行為や誹謗中傷などの今日的な課題が、女性や外国人、障がい者等の人権にかかわる問題に象徴的に現れている現実を通して、参加者一人ひとりの人権意識を問うものがありました。 人権学習会については、各地域の保護者や成年以上の大人を対象に、ある程度固定したメンバーで地域の人権課題に応じて学習会を実施し、子どものことや地域の人権課題など、今、課題として考えることについて話し合いました。また、様々な人権課題について学習する機会も持つことができました。 なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止せざるを得なかったり、実施方法を工夫したり、人数を絞り込むなどする必要があったことから、実施回数や参加者数が少なくなっている地域もあります。 人権教育講演会、人権学習会とも、その内容は、各地域の課題と今日的な人権課題を重ねたりしながらテーマ設定がされています。今後も各地域の課題や今日的な人権課題に応じた学習会の内容にしていくことを大切にすることを大切にしながら、教育事務所や人権教育指導員、人権教育担当者と連携し進めていきます。	継 続 様々な制約がある中、工夫を凝らし講演会を開催したことは評価できる。 新型コロナウイルス感染症拡大により、女性への人権侵害は、日常生活の中での性別役割分担意識、DV・児童虐待など家庭内暴力の増加など、周りから見えないものが多い。女性の人権や男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共同参画の視点に立ったテーマでの講演会・学習会を実施されたい。

27	地域力創造セミナーの充実		(生涯学習課)	
	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。	市内各公民館では、地域力創造セミナーとして様々な講座を開催しており、その中で、職場復帰を目指す人を支援する講座や、自活能力を高める料理や食育の講座を開催するなど、男女共同参画社会に向けた取組みを進めました。 また、女性学級を継続して開催するとともに、公民館長研修で事例発表を行うなど、他の公民館への波及にも取り組みます。	継 続	昨年度の審議会からの意見を受けて、公民館長研修での事例発表により、他の公民館へ男女共同参画に関する取組みの波及を図ったことは評価できる。 しかしながら現在の取組みでは地域力の向上には至っていないように思われる。地域の各種団体とも連携し、公民館が地域人材育成の拠点となるよう、引き続き女性学級の取組みを他の公民館に波及すべく実施されたい。同時に、セミナーを通じて育成した人材を地域活性化や地域おこしに活用する方策についても検討し、事業推進を図られたい。

⑨ 防災対策における男女共同参画の促進

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方 方向性	審議会からの意見
28	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進		(危機管理課)	
	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	津市防災会議における委員44名中、女性委員は7名で、女性登用率は15.9%です。女性委員の人数に変動があり、また委員の増員により女性委員の比率が減じているところです。津市防災会議の構成機関の関係上、女性の登用が限定されますが、引き続き女性の参画が図れるよう努めます。 また、国民保護協議会についても、基本的に国の方針に沿って開催する形となりますが、女性の意見を積極的に取り入れていきます。	継 続	女性委員の減少とそれに伴う女性登用率の低下は残念な結果である。 防災会議の女性登用率向上は難しい課題ではあるが、鈴鹿市など先進地の委員選出条件等の分析を行い、選出方法の改善等に着手の上、早期に女性委員の増加を図られたい。 また、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることは市民のニーズであり、対外的な発信をされたい。

29	避難所運営委員会の体制整備		(防災室)	
	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	現在、自主防災会等に対して、「自主防災組織に関するアンケート調査」を行っているところであり、アンケート調査では避難所運営委員会に女性委員が何名選任されているか等の確認を行っているところです。現在、把握している避難所運営委員会の女性委員については、指定避難所 172 箇所のうち、避難所運営委員会を設置している避難所数 59 箇所の内、各避難所運営委員会に 1 人でも女性が配置されている避難所は 31 箇所です。 今後は、各自主防災会等から、年度初めに避難所運営委員会設置状況報告書の提出を求める等の検討を行うと共に、避難所運営に女性の視点を入れられるように努めていきます。	継 続	避難所運営委員会未設置の避難所に関しては防災室及び各総合支所が積極的に支援をして設置できるよう図り、設置準備段階から男女双方に配慮した避難所運営と、女性の積極的参画の必要性を情報発信されたい。女性が登用されていない避難所運営委員会の解消に加え、複数の女性登用を積極的に進められたい。 また、女性が避難所運営に係わった際にその場で意見が言えるようにすること、女性避難者が相談しやすい避難所運営体制づくりも重要なため、こうした取り組みも進められたい。
30	備蓄品の見直し		(防災室)	
	避難所にあらかじめ備蓄する物資については、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、計画します。	令和 2 年度においては、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、感染防止対策用備蓄品の追加購入を行い、可能な範囲で段ボール間仕切り、プライベートテント等を追加配備することで、避難所における感染症拡大防止対策及び避難者のプライバシー確保に繋げることができました。 今後も可能な範囲で公的備蓄の更新及び追加を行い、市民には、防災訓練や防災学習会等で、日頃から自身で必要な物資を準備し、家庭等で備蓄する自助の推進を啓発していきます。	継 続	備蓄品は女性をはじめ多様な視点で管理する必要がある。このような観点から市の備蓄品のみならず、各避難所運営委員会や自治会等の備蓄品を管理するとともに、市民の自助備蓄についてはどのような備蓄が必要かを啓発されたい。

⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
31	相談事業の充実	(男女共同参画室)		
	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について無料相談を実施しています。 (1) カウンセラー相談（面談・電話） ※開催日時はR 1に同じ ①女性カウンセラー 実施回数 44 回 のべ 105 人利用 ②男性カウンセラー 実施回数 12 回 のべ 6 人利用 (2) 弁護士による相談（面談・電話） 実施回数 12 回 112 人利用 ※令和2年度から男性カウンセラー相談を第3金曜日 17～19 時に時間変更、また、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため弁護士相談は、電話相談も選択可能として変更しました。	継続	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家庭や社会での問題が増加する中、潜在的なニーズ保有者が利用しやすいような体制確保に努めるとともに、男性カウンセラー相談は利用者の意見も聴取し最も効果的な開催日時等を検討されたい。

32	女性のための相談事業の充実		(こども支援課)	
	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネットなどを活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。	婦人相談員が対応する相談内容は多岐に渡り、活用すべき施策も多領域に渡ります。相談者の主訴を重視し、また、相談者の置かれている状況を理解するように努め、できるだけ多くの選択肢から相談者自身が解決の道筋を決められるようにしました。日頃から、庁内外の関係機関との連携を図り、必要な支援に関する情報収集を行い、相談者自身が解決を図るため、相談者に対するアセスメントや支援方針を検討していく必要があります。引き続き、三重県主催の研修等に参加し、相談員の資質向上に努めます。 また、引き続き令和2年度中に作成した啓発用ステッカーを活用しながら、困難を抱える女性に寄り添った相談の実施と当相談室のPRに努めていきます。 ※令和2年度女性相談受付実人数 291人、延べ相談件数 411件	継 続	コロナ禍により女性は深刻な状況に置かれており、今後も相談件数の増加傾向は続くと考えられる。 コロナ禍での当事業は重要な役割を担っており、様々な困難に直面する女性の安全安心な相談につながるよう、啓発の強化と、適切な相談体制の整備を行われたい。 また相談員の資質向上や相談内容の分析等による必要な支援の検討、また、声をあげづらい方へも支援が届くよう関係機関とも連携を図り、相談者の問題解決に向け尽力されたい。
33	障がい者の自立への支援		(障がい福祉課)	
	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が送れるよう、障がい者の利便性確保の観点に立ち、給付用具等については実情に見合った見直しを勧め、適切な給付が行えるよう取組みを行っています。 また、適切な障がい福祉サービスの確保が図られるよう、利用者のニーズを特定相談支援事業所が聞き取り、その中で適切となる支援の組み合わせについて配慮していきます。 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、障がい者の雇用促進につながるよう、ハローワーク、商業振興労政課とともに毎年「障がい者のための企業面接会」を開催しており、引き続き令和3年度においても実施していきます。	継 続	障がい者が性別を理由に適切なサービスが受けられないことがないよう、サービス利用の統計を男女別で取り、男女共同参画の視点を持ち、事前に問題を把握できるよう努められたい。

34	メンタルヘルス事業の推進	(商業振興労政課)	
	勤務者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	毎月第2、第4金曜日の夜間に、専門のカウンセラーによる勤労者メンタルヘルス相談事業を実施し、勤労者の悩み相談、ストレス解消等を支援し、勤労者の健康増進を図りました。(R2相談実績 のべ23人) 当事業は、市内に在住・在勤の就労者を対象にしており、外国人就労者も相談いただけるよう対応しています。 なお、相談事業は、個人のプライバシーに係る相談内容が多く、秘密厳守で実施しているものであり、事業者への照会や問い合わせ、指導等はしておりません。	継 続 コロナ禍でストレスや悩みを抱える相談者が増加すると思われ、非対面での相談体制の整備と市民の周知を図られたい。 また、秘密厳守の面で事業所への指導等はしていないとのことだが、内容によってはプライバシーに十分配慮しつつ関係機関と連携をとりつつ対応できるよう努められたい。

35	青少年相談活動の充実	(生涯学習課)	
	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室などにおいて相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。 保護者や関係機関からの相談につきましては、学校や放課後児童クラブでの生活に関する相談を行い、助言や関係機関との調整に繋げました。 また、子ども本人からの相談では、相談者の立場に立って傾聴し、相談しやすい環境づくりに取り組み、継続的な相談に対応する等子ども達への支援を行うことができました。 引き続き青少年が悩み事相談できるよう啓発活動に取り組むとともに、積極的に街頭指導も行っています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭指導に制限が生じたが、センター職員のみで街頭指導を行う、密接しない距離で声をかける、啓発物品の手渡しを控えるなど、工夫しながら実施を継続しました。 R 2 実績 ①放課後児童クラブの相談（放課後児童クラブを個別に訪問し、懇談を実施） 放課後児童クラブの運営に関する悩み事、特別な支援を必要とするお子さんへの接し方、保護者と運営者の関係、子どもの居場所・いじめに関する相談事 50 件程度 ②青少年の悩み事相談 いじめ関係、高校生の男女交際関係、学校になじめない子どもの相談、非行関係、家族関係等 19 件 ※ジェンダーに関する相談はありませんでした。	継 続	ジェンダーやLGBTQ等の悩みは増加すると思われる。このため、相談員の知識の向上や連絡先の確保など徹底した準備のもと、そうした悩みを気軽に相談できる環境の整備を進められたい。 また、中高生の男女交際関係の相談は、デートDVやストーカー、妊娠といった深刻な背景を持つものが多く、こうした問題の最新情報を常に把握し相談事業にあたられたい。

⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方針	審議会からの意見
36	男女共同参画に関する講義科目の充実	(大学総務課)		
	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	本学では、今年度も「ジェンダー論」および「差別と人権」の講義を開講いたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防への対策として、遠隔授業での講義を行いました。受講生数は、両講義とも大幅に増えており、関心の高さが伺えます。 「ジェンダー論」については、社会生活全般においてジェンダーに関心を持つことを目的とした講義内容となっております。また、「差別と人権」の講義については、人権の歴史的な形成経過を学ぶとともに、普遍的な意味について考える講義となっております。 今後も、これらの講義については、継続し、学生の人権に対する意識の向上に努めていきたいと考えております。	継続	ボランティアやサークル活動などで講義での学びが実践につながるような働きかけを行われたい。 また、男女共同参画担当の専任教員の配置を進め、学内の男女共同参画に向けた意識向上に努められたい。

⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方針	審議会からの意見
37	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を促進する意識啓発	(男女共同参画室)		
	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。また、女性が安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、母子保健サービスを提供します。	令和3年2月に、久居ふるさと文学館と協働で「図書館の本から触れてみよう 男女共同参画」と題した図書リストを作成しました。 このリストでは、テーマの一つとして「からだ（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）・多様な性」を設定し、同テーマに触れことができる図書館の蔵書を紹介しました。同リストは、市民センターへ設置及び市ホームページでも公開しました。 今後も工夫を凝らして啓発を継続していきます。	継続	リプロダクティブ・ヘルス／ライツを図書リストのテーマの一つとして取り上げたことは良い工夫であったと評価できる。 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの言葉や意味をわかりやすく具体事例を交えながら啓発に努め、小中学校に出前授業をするなど、教育委員会並びに学校との連携を検討されたい。

			(健康づくり課)
		10 か所の保健センターにて、妊婦が安心して妊婦・出産・育児ができるよう、保健師等が妊娠、出産、育児期の相談に応じながら、母子健康手帳を交付し、交付時には、妊婦の母体の健康維持、感染防止、メンタルヘルスに係る情報提供を行いました。 母子健康手帳交付時に、応援プランを作成し、妊婦さんへ妊娠、出産、育児に向けて必要な支援ができるよう、妊婦のパートナーを含めた家族に対し、妊婦健診受診への協力、妊婦の体調を知りサポートする、家事の分担を決めるなどを挙げ、妊婦とパートナーが共有できるように説明しています。さらに、継続して支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら、出産後の育児がスムーズに行えるよう支援計画を作成し継続支援しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令時には、郵送にて妊娠届出を受付、その後、妊婦へ電話にて説明、相談などの対応をしました。 また、妊婦教室、乳幼児健康相談、離乳食教室、乳児家庭全戸訪問、産後ケア事業など、母子保健サービスにおいて、感染防止対策を講じながら育児支援を行いました。	継 続 リプロダクティブ・ヘルス／ライツは男性の理解が不可欠であり男性への啓発を積極的に進められるとともに、郵送や接触の機会を捉え、面談できない妊婦や家族への啓発を継続されたい。 また、この事業は、妊娠していない女性や妊娠しても出産を希望しない女性へのサポートも重要で、市内産婦人科との連携も含め、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを幅広く捉えた啓発と取組みを進められたい。

38	男女の生涯にわたる健康の保持・促進	(健康づくり課)	
	乳幼児期から高齢者まですべての世代におよぶ切れ目のない健康づくりを行います。	津市第3次健康づくり計画に基づき、妊娠期から高齢期まで各世代に応じた10分野「食生活・栄養」、「運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯とお口の健康」、「生活習慣病・がん」、「休養・こころ」、「仲間づくり」、「感染症・熱中症」、「災害の備え」における取組みを行っています。 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により直接の健康教育の機会が減少しましたが、生涯にわたり健康的な生活習慣が送れるように広報やホームページ、リーフレットを活用した健康情報の提供をおこないました。 また、健康づくりの取組みに対して健康ポイントを付与する「津市健康マイレージ事業」や津市健康づくり実践企業に登録している企業に対しての健康情報の提供を通じて、健康診査やがん検診受診率向上等啓発に取り組ましました。	継 続 コロナ禍でいち早く健康情報の提供を進めたことは評価できる。 健康教室やがん検診の参加・受診率を年代別・男女別に取り、参加・受診が困難な人が参加しやすい方策を見出すと共に、動画配信等により有効な手立てを模索するなど、引き続き市民の健康保持・促進に努められたい。
		引き続き、特定健診の非課税世帯の無料化、実施期間の延長、土日の実施、出前健診の実施、特定健康診査以外での健診結果データ受領、がん検診との同時実施を行い特定健診を受けやすい体制づくりに努めました。 しかし、健診未受診者への受診率向上対策は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施方法を変更せざるを得ない状況となりました。具体的には、健診受診率の低い地区での未受診者への訪問を中止し電話（108件）に変更、同地域の自治会連合会総会へ出向いての啓発は回覧板に変更するなど、コロナ禍でもできる方法を工夫しながら実施しました。また、ハガキによる勧奨通知は、年2回（7月、9月）を予定していましたが、7月のハガキ発送準備の時期が、特定健診を実施できるかを判断する時期と重なったため、7月の発送は見送り、10月の発送（29,292通）のみとなりました。 今後も、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極め、肥満や生活習慣病が新型コロナウイルス感染症の重症化の要因となることを啓発し、国保加入者が特定健診を受診し健康管理ができるよう受診率向上をめざします。	(保険医療助成課) 継 続 コロナ禍での受診率向上への努力は評価できる。 コロナ禍での高齢者の引きこもりが生活習慣病や認知症の悪化を引き起こしている場合も考えられる。 そのため家庭訪問や啓発方法の見直しを検討するなど、コロナ禍だからこそ必要な健康への啓発や、特定健診・がん検診の受診率向上に向けた方策等について、さらに工夫されたい。

39	学校における健康教育の推進	(教育研究支援課)
	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育などを推進するため、健康教育を行います。 児童生徒及び園児の性に関する指導に関しては、幼稚園では命の大切さやプライベートゾーンの指導を行っており、すべての園で自分の体と自分自身を大切に思えるような指導を行っています。小学校の低学年では生活科で赤ちゃん人形を用いて命の大切さの学習を行ったり、4年生では保健の授業で第二次性徴の学習をしたりするなど、発達段階に応じて指導しています。中学校では、保健の授業で性について学習することに加え、産婦人科医や助産師、など、様々な専門家を講師に招き、性に関する正しい知識、妊娠、出産、子育てなど将来のライフプラン等について学ぶ思春期ライフプラン教育を実施しており、津市内すべての中学校で実施しています。講師については、学校間で情報交換を行い、児童生徒に応じた講師をお願いするようにしています。 疾病予防に関しては、小学校高学年や中学校の保健の授業で、各校学習指導要領に基づき行っています。その中でもがん教育に関しては、令和2年度から、津市がん教育実施要項を策定し、がん経験者の方をゲストティーチャーとして招き、児童生徒にお話をさせていただきました。令和2年度は榊原小学校、久居中学校、西郊中学校で実施し、来年度も実施したいと感想をいただいています。国民の半数ががんになると言われている中で、実際にがんを経験された方のお話を聞き、がんになったときにどう考えるか、家族ががんになったときにどう支えていくのか、男女分け隔てなく家族の一員として何をしていくのかを考える機会となりました。 今後も、保護者や関係機関、学校医等とこれまで以上に連携を図りながら、各校の実態に即した健康教育を推進していけるよう、継続して取組みを進めていきます。	継 続 児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導を行っていることは評価できるが、児童生徒の実生活に活かせる指導であるか検証が必要である。 さらに、「生命の安全教育」や「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を学校の健康教育に取り入れるなど、引き続きこうした努力を検討されたい。 また、こうした指導内容については、保護者向けの開示も検討されたい。

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

⑬ DV 防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和２年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
40	DV防止に関する啓発の実施		(男女共同参画室)	
	各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	令和３年２月に、久居ふるさと文学館と協働で「図書館の本から触れてみよう 男女共同参画」と題した図書リストを作成しました。このリストでは、テーマの一つとして「DV・性暴力・セクハラ」を設定し、同テーマに触れことのできる図書館の蔵書を紹介しました。同リストは、市民センターへ設置及び市ホームページでも公開しました。 また、６月にはeラーニングにて国立女性教育会館主催の「令和２年度女性関連施設相談員研修」にカウンセラー相談員及び市職員が参加し、男女共同参画の視点に立った女性相談や女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みなどについて学びました。 今後も引き続き、機会を捉えて関係部署と連携するとともに、DV防止に向けた啓発と知識の向上に努めていきます。	継 続	DV防止に関する事柄について、カウンセラーや相談員自身に対する啓発とともに、相談員や市職員が研修で学んだことを効果的に啓発実施に繋げられたい。 また、一般市民や児童生徒への啓発も検討されたい。

41	DV防止のための活動と被害者などの支援	(こども支援課)									
	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保健所及び福祉関係窓口、医療機関などとの協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察などの関係機関との連携により、DV被害者および同伴児童などの緊急時における安全確保および一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。 庁内関係部署や警察等と連携し、DV被害者が本市の女性相談につながるよう取り組みました。 あらゆる立場の女性に向けた支援の検討を心掛け、若年の単身女性や高齢者女性等、母子だけにとどまらない相談に応じ、障がいを持つ被害女性については、障がい特性に応じた支援体制の検討を行い、外国人女性については、通訳等を通じて本人の支援の方向性等を確認することが重要となる等、庁内外の関係機関と連携しながら、安全確保やその後の自立に向けた支援を実施しました。 引き続き、令和2年度中に作成した津市女性相談室の啓発用ステッカーを活用しながら、相談を必要とする市民に向けて情報が届くよう広くPRしていくとともに、活用できる社会資源について情報収集を行いながら、DVと児童虐待対応の連携について適切に実施していきます。 <table border="0"> <tr> <td>(R2実績)</td> <td>相談件数 112 件 (実人数 75 人)</td> <td>一時保護 5 件</td> </tr> <tr> <td>(R1実績)</td> <td>相談件数 79 件 (実人数 49 人)</td> <td>一時保護 4 件</td> </tr> <tr> <td>(H30実績)</td> <td>相談件数 47 件 (実人数 27 人)</td> <td>一時保護 2 件</td> </tr> </table>	(R2実績)	相談件数 112 件 (実人数 75 人)	一時保護 5 件	(R1実績)	相談件数 79 件 (実人数 49 人)	一時保護 4 件	(H30実績)	相談件数 47 件 (実人数 27 人)	一時保護 2 件	継 続 DV被害の防止に向けて、それぞれの相談内容の原因等を分析し個々に応じた支援をされたい。 また、相談による二次被害防止への支援に向け、関係機関との情報交換や体制整備に努められたい。 加害者に対する取組みについても、今後の検討課題とされたい。
(R2実績)	相談件数 112 件 (実人数 75 人)	一時保護 5 件									
(R1実績)	相談件数 79 件 (実人数 49 人)	一時保護 4 件									
(H30実績)	相談件数 47 件 (実人数 27 人)	一時保護 2 件									

42	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の推進		（こども支援課）	
	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催している津市児童虐待等防止ネットワーク会議代表者会議については、書面にて津市の現状に係る情報共有を行い、関係機関の虐待対応に係る理解を深めました。 また、個別ケースの総合的な把握、情報交換や支援の方策を策定するための中勢児童相談所との実務者会議や、支援方策を実践するために必要に応じて学校等の関係機関と行うケース会議は参加機関を必要最小限にとどめる等、感染防止対策を考慮した上で実施しました。 引き続き、関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援を図ります。	継 続	新型コロナウイルス感染症の影響により児童虐待も増加の懸念があり、事業の促進と、対策強化を図るためにも、オンラインを活用した非対面でのネットワーク会議（代表者会議・実務者会議・ケース会議）の開催について検討されたい。
43	児童虐待防止および要保護児童への支援		（こども支援課）	
	DVや児童虐待に関する相談および要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、様々な相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所へつなげるなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校等が臨時休業になった際には、要支援家庭等の見守り機会が減少するため、学校等の関係機関と連携し、定期的な児童を取りまく状況変化の把握に努め、必要に応じて適切な支援に繋げるように努めました。 （R 2 実績） 相談件数 979 件、虐待通告件数 273 件、保護対象児童のべ 112 人	継 続	相談件数などの増加は、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化が背景にあると推測されるため、そのことを意識した適切な支援とともに、DVや児童虐待の未然防止・早期発見への支援体制を整えられたい。

⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
44	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底および相談の実施		(人事課)	
	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、人事課が相談窓口となり、相談を受ける場合は人事課長が直接面談を行い、相談案件によっては、女性職員が対応することとしています。 また、当事者からの相談以外にも、周囲の職員からの相談や情報を聞くことができる体制を整えており、全職員へこうした体制の周知を進めた結果、令和2年度はセクシュアル・ハラスメントに関する相談実績は無い状況でありましたが、その他のハラスメントに関する相談は3件ありました。今後、セクシュアル・ハラスメントについても事案が潜在する可能性もあるため、引き続き窓口の周知に取り組んでいきます。 さらに、従来から継続して研修を実施しており、令和2年度は、新任担当主幹級職員38人及び新任担当副主幹級職員46人に対して、ハラスメントに係る研修を行い、各種ハラスメントに対する防止意識の向上に努めました。また、法改正等に合わせ、全職員を対象としたハラスメント研修を動画視聴により実施しました。	継続	ハラスメントに関する相談があったことは、相談窓口の設置や職員への意識啓発が進んだ結果だと評価できる。 ただし、相談できる環境が十分だとは言えないため、あらゆるハラスメントに対し自由に、かつ安全安心な環境で相談できるよう、管理職への一層の啓発や、環境整備の強化と改善を行われたい。

45	職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施		(人権課)	
	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配布やポスターの掲示などによる啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業所訪問による積極的な啓発実施が難しかったため、津商工会議所に、CSRについての啓発冊子を送付し、ワーク・ライフ・バランスやLGBTQへの対応など、地域社会への貢献（SDGsの実践）などについて、会員企業に考えていただくよう依頼しました。	継 続	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に向け、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、事業所への効果的な啓発を続けられたい。
			(男女共同参画室)	
		令和3年2月に、久居ふるさと文学館と協働で「図書館の本から触れてみよう 男女共同参画」と題した図書リストを作成し、テーマの一つとして「DV・性暴力・セクハラ」を設定して同テーマに触れことができる図書館の蔵書を紹介しました。同リストは、市民センターへ設置及び市ホームページでも公開し、市民へ広く啓発を行っています。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本年度は事業所訪問の実施は控えましたが、令和3年度に実施する事業所意識調査の結果を踏まえ、あらゆるハラスメントの防止に向け、関係部署と連携しながら啓発を実施したいと考えます。	継 続	新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、市内事業所への効果的な啓発を続けられたい。 また、男女共同参画室として、あらゆるハラスメントの中でも男女共同参画を阻害するハラスメントを優先した取組みについて、人権課、男女共同参画室、商業振興労政課の三部署が連携し、一歩踏み込んで検討されたい。
			(商業振興労政課)	
		職場の労働問題に対する啓発や、労働相談に関するポスターやチラシ、リーフレット等について、引き続き当課窓口配架し啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含め、職場でのトラブルや労働条件等に関し相談できる窓口として、県機関である三重県労働相談室を案内しました。 また、毎月2回開催しているメンタルヘルス相談においては、職場でトラブルにあった方からの相談に基づき、内容に応じより専門的な窓口で御案内できるよう相談員と調整を行いました。	継 続	メンタルヘルス相談において、内容により専門的な窓口へ案内できるようにしたことは、より丁寧な対応ができたことと評価できる。 また、コロナ禍の今、中小・零細事業者への啓発は強化されるべきなので、啓発冊子の配布にとどまらず、他部署と連携し、もう一歩踏み込んだ効果的な啓発を続けられたい。

46	教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	(学校教育課)
	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。 令和2年度もハラスメントに係る事案の報告や各職場からの苦情や相談はなかったことから、職員には一定の理解と意識の向上が図られているものと思われます。 しかし、近年の教職員の年齢構成の変化や職員の入れ替わりにより、様々な関係の中でハラスメントがいつ起こってもおかしくない状況であり、今後も粘り強い取組みが必要であると考えています。 令和2年度には、三重県において「ハラスメントの防止等に関する基本方針」が見直され、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）の内容が加えられたことから、多様性の中で生じるハラスメントを防止するためにも、県教委からの通知や資料を各学校に周知する等、今後も啓発活動を行っていくことで、ハラスメントを許さない、被害者を出さない職場づくりの取組みを進めます。 また、万が一被害があった場合に、被害者や発見者が相談や訴えができるよう、各校に配布したハラスメントの防止等に関する運用資料に管理職だけでなく女性の担当者を加えるなど、ハラスメントに対応するための体制づくりをすすめる取組みを継続していきます。	継 続 学校現場におけるハラスメントは、男性と女性、上司と部下、教師と生徒・児童、先輩と後輩等、さまざまな関係において生じる可能性があるため、被害者が相談しやすい環境づくりとハラスメントを軸とした人権研修・人権教育を実施されたい。 また、教員の心身への負担が増大しているため、今後もハラスメントに係る課題を適切に把握し、男女共同参画室など関係部署とも情報を共有し、ハラスメントに対する体制整備と教員への教育に努められたい。

⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進

事業名・内容		令和2年度の取組	次年度の方 向性	審議会からの意見
47	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実		(子育て推進課)	
	幼稚園、保育園、こども園などにおける日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	保育園・こども園の保護者も職員も互いに働きながら育児や介護を両立している立場であることから、男女に関わらず、家庭を大切にできるような職場の雰囲気的大事にしています。職場の中で自分が尊重されることが、一人ひとりを大切にする保育につながると思われるため、各園でそれぞれに相手を否定せず、思いを受け止められるよう努めています。 幼児期の大切な時期に関わる職員の意識を高める事が大切と考えられることから、職員を対象とした動画視聴研修の機会を活用し、職員がそれぞれに視聴後の気づきを職場で活かしながら、保育の中にも意識して取り入れていきたいと思っています。	継 続	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実は、長期的な視点で重要な取り組みであり、幼児期の「一人ひとりの個性が十分尊重される」、「幼児期から男女共同参画の学習の機会を得る」などの体験がその後の価値観に大きく影響する。 そのため、研修で得た気づきをどのように職場や保育現場で生かしているかの事例の共有や、研修内容のバージョンアップなど、職員の意識や資質向上を強化し、幼児各自の能力を発揮することができるような指導を行われたい。

		(学校教育課)	
	各幼稚園において、教師は子どもとの温かな人間関係を築き、子どもが安心して園生活を送れるよう配慮・援助するとともに、家庭や地域と連携し、子どもの育ちや生活背景などの情報共有を行うことで、子ども一人ひとりの思いや個性を尊重した保育の充実を図ることに努めました。 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会などへの参加が難しかったため、動画の視聴やワークシートのやりとりを通して幼児理解やその背景を考えるなどして男女共同参画の視点からも学びを深める取組みをすすめました。また新型コロナウイルス状況下での不安を抱える保護者に対し、配付物や話し合いなどを通して寄り添い、気持ちを受け止めるよう努めました。 引き続き地域の方のお力をお借りし、各園で、ゲストティーチャーや家庭教育支援講座など、地域の方や異世代との交流、命の大切さや多様性について学ぶ機会を設けることで、幼児期から様々な価値観に触れる実体験の場を設けました。	継 続	環境変化に対応し保護者に配慮した施策を実施したことは評価できる。幼児期の体験がその後の価値観に大きく影響するため、引き続き職員の意識や資質向上を強化するとともに、園児一人ひとりの個性の大切さの教育や、幼児期からの男女共同参画に係る体験など、学習機会の提供について工夫をされたい。
48	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進 保育士および施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。 これまでは園長・主任が全員女性であったため、どちらかという女性目線で職場の体制づくりを進めていましたが、男性の主任保育士が増えつつあることから、津市全体の保育現場の中でも男性の意見が出しやすくなってきていると思います。ただ、まだまだ男性保育士・保育教諭は少数派であることは確かなため、職場で意識して意見を取り入れていく必要があると思います。 保育現場では、子どもたちが男女の区別なく活動に参加したり、取り組んだりできるような環境づくりをすすめていけるよう、研修を実施し職場の意識向上に努めていきます。	継 続	職員自身が女性目線、男性目線という考え方でなく、一人ひとりの個人の意見として尊重し合うことで、子どもたちのジェンダーバイアスの解消に繋がると考えられる。 ジェンダーバイアスに関する意識改革や指導に努められたい。

49	男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進	(教育研究支援課)	
	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるような進路指導・生徒指導に努めます。 本年度も、すべての中学校・義務教育学校において、地域の事業所の協力を得て職場体験学習を実施する予定でしたが、コロナ禍のため、実際に事業所に伺って仕事を体験する活動は中止としました。 しかし、中学生の年代で様々な仕事に触れたり、働くことの意義を学んだりすることは、生徒の今後の進路決定やキャリア形成等において非常に大切なことであるため、本年度は、ゲストティーチャーを招いての職業講話から職業観を学んだり、職業についての調べ学習を行ったりするなど、各学校の実態に応じた取組みを行いました。 今後も、職場体験学習の際に性別に関係なく仕事を選択するなど、生徒一人ひとりの個性に配慮したうえで、生徒のキャリア形成に有意義な活動に継続して取り組んでいきます。	継 続	収入を得て生活力を持つことは大切であり、職場体験などが卒業後のキャリアへ与えた影響なども可能な限り卒業生から情報収集するとともに、様々な方法で生徒一人ひとりの可能性や視野を広げる役割を果たしつつ、事業進捗が滞ることのないよう尽力されたい。

50	人権出前講座の充実	(人権教育課)
	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくります。 【実績】 人権問題を考える小集会【開催数 25 回 参加者 461 人】 地域における人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象に公民館等での人権出前講座の実施や、市民活動団体と連携し、園児と保護者を対象とした人権人形劇の公演等を実施しました。 内容は、「それって本当に正しいの」や「ありのままのあなたで」などをテーマにし、ワークショップといった手法を用いたりすることで、受け身的な研修から、自らの気づきや学びを出し合うことにこだわったものにする事で、参加者が主体的に学ぶ場になるよう取り組みました。テーマについては、公民館やPTA等の要望に合わせて設定されますが、今日的な人権課題を身近な人権問題と重ねて取り上げられるよう、働きかけていきます。 なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止せざるを得なかったり、実施方法を工夫したり、人数を絞り込むなどする必要があったことから、実施回数や参加者数が少なくなっています。	継 続 コロナ禍において、とりわけ女性の人権は以前よりもおびやかされており、コロナ禍の今こそ必要な事業でもあることから、実施方法を検討し、引き続き男女共同参画の視点での講座開設に努められたい。

51	人権教育ステップアップ事業の実施	(人権教育課)	
	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。 【開設を予定していた講座】10 講座 「多様な性のあり方にかかわる講座」「女性の人権にかかわる講座」「障がい者の人権にかかわる講座」「部落史講座」「ワークショップを使った人権学習講座」「つながる力を育てる講座（人権教育基礎講座）」「外国につながる児童生徒教育講座」「生活綴り方講座」「人権保育講座」「子どもの人権にかかわる講座」 家庭科や社会などの教科の学習や、学校での日常の活動などの中で、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見についての学習を進めていますが、それを進めようとする教職員が、今日の社会状況の中で女性が置かれている現状等を認識し取組みを進める必要があります。 なお、令和2年度は、今日の社会状況の中で女性が置かれている厳しい現実をふまえた上で取組みを進めていくことが必要です。そこでまず教職員の女性の人権に対する意識を高めるために、「女性の人権に係わる講座」を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、すべての講座が中止となったことから、予定していた講座を本年度実施します。	継 続	「女性の人権にかかわる講座」を計画したことは評価できる。今後オンライン開催や映像配信など工夫を凝らした開催を検討されたい。現状として企業や地域役員の女性率が低いという問題もあり、そうしたことに目を向けた教育も考えられたい。

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

⑯ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
52	三重県男女共同参画センターなどの活用		(男女共同参画室)	
	男女共同参画に関する各種講座への参加促進および施設の活用を図ります。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催する事業のパンフレットやチラシを、随時、窓口へ設置し、市民へ情報提供しています。 三重県内男女共同参画連携映画祭は、津市では11月に延期して開催しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でフレンテまつり等の事業や三重県内男女共同参画連携映画祭等、県内市町と連携する事業や会議の中止が相次ぐ事態となり、ネットを介した情報交換等を行いました。 令和3年度から実施する団体向けの講師派遣事業では、フレンテトークの活用も予定しており、今後、フレンテみえや県とさらに連携しながら男女共同参画推進事業を開催していきます。	継続	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した映画祭開催など、コロナ禍に迅速に対応した事業実施は評価できる。 フォーラムや映画祭を通じ、他市町やフレンテみえと男女共同参画全般に係る情報収集、情報共有が気軽にできる関係構築を目指し、市の男女共同参画推進に活かされたい。また、市独自の男女共同参画センターの設置を実現されたい。
53	男女共同参画推進団体などへの支援		(男女共同参画室)	
	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	本年度は、市内で男女共同参画に関して活動する団体間の情報交換と連携強化を目的として、1月19日に「津市男女共同参画交流会」を開催しました。(参加8団体) 交流会では、各団体の紹介と今後の交流会の在り方等について話し合い、今後、年1～2回開催すること、男女共同参画室のホームページで各団体の紹介を掲載することを決定しました。 今後も、市民活動団体との連携を強化し、各団体間での情報共有を行うことで、本市の男女共同参画を盛り上げていきたいと考えます。	継続	交流会の定期開催が決まったことについては評価できる。 男女共同参画の視点を有した若年層人材や支援団体の発掘と活用を進めつつ、交流会で話し合われた結果を本市の男女共同参画推進に反映できるような交流・支援を行われたい。

54	関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	(男女共同参画室)	
	三重労働局など関係機関および各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ、ポスターなどの掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。	本年度の三重県内男女共同参画連携映画祭は、新型コロナウイルス感染症拡大により 11 月に延期して開催しましたが、他市町では中止が多く、映画祭終了後に行う担当者会議も書面での開催となり、県内市町との十分な連携は図れませんでした。 三重県産業支援センターによる令和 2 年度地域活性化雇用創造プロジェクト「多様で働きやすい職場づくり支援事業」及び「女性の就業サポート事業」へ共催しました。 また、9 月～10 月に実施した「女性のための就職応援セミナー」は、三重労働局の後援を受けて実施しており、参加者や事業内容に応じ、参加者へ労働局等の資料提供を行いました。 今後、県内の市町と情報交換し、W i t h コロナやA f t e r コロナを見据えた新たな事業や連携へ積極的に参加していきたいと考えます。	継 続 労働局などとの連携をはじめ、商業振興労政課とも調整を行い、資料提供以外にも、女性労働力の底上げができる施策を打ち出すなど、様々な機会を捉えた啓発や情報提供を積極的に行われたい。
		(商業振興労政課)	
		平成 30 年 8 月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 事業所における男女共同参画に関する啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響によりハローワーク津との企業訪問が実施できませんでした。 次年度以降に向け、情報収集や定期的な情報交換に努めていきます。	継 続 労働局などとの連携をはじめ、男女共同参画室とも調整を行い、資料提供以外にも、女性労働力の底上げができる施策を打ち出すなど、コロナ禍でもやるべき事業を見極め、従来の方法に拘ることなく、迅速に事業を進められたい。

⑪ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化

事業名・内容		令和2年度の実施	次年度の方向性	審議会からの意見
55	事業所訪問による啓発	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業所訪問による積極的な啓発実施が難しかったため、津商工会議所に、CSRについての啓発冊子を送付し、ワーク・ライフ・バランスやLGBTQへの対応など、地域社会への貢献（SDGsの実践）などについて、会員企業に考えていただくよう依頼しました。	(人権課)	
		関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識啓発を図ります。	継続	啓発冊子の送付のほか、コロナ禍においてもやるべき事業を見極め、その実施について効果的な推進方法を検討し、スピード感をもって事業を進められたい。
		本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と令和3年度に事業所調査の実施を控えていることを考慮し、事業所訪問は控えましたが、津商工会議所へ依頼し、啓発資料を窓口へ設置していただくことで事業所に向けた男女共同参画の推進を啓発しました。今後も様々な機会を通じて啓発に努めていきます。	(男女共同参画室)	
		例年実施している企業訪問による啓発に向け、三重労働局津職業安定所と協力し訪問企業のリストアップや各種制度の情報収集に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業訪問・面談は実施できませんでした。次年度に向けて、訪問企業のリストアップや各種制度の情報収集に努めていきます。	継続	啓発冊子の配布のほか、コロナ禍においてもやるべき事業を見極め、その実施について効果的な推進方法を検討し、スピード感をもって事業を進められたい。
		また、労働局との共催により、例年2月に開催しているジョブホームタウン（就職者向け合同企業説明会）の場なども活用し、情報発信していくこととしましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。	(商業振興労政課)	
			継続	啓発冊子の送付のほか、コロナ禍においてもやるべき事業を見極め、その実施について効果的な推進方法を検討し、スピード感をもって事業を進められたい。

56	就業条件向上の啓発	(商業振興労政課)
	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問などを通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。 最低賃金については、労働局からの改定通知、告知用ポスターの送付があり次第、広報津や商業振興労政課窓口へのポスター掲示などにより、啓発を行っています。 今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所訪問ができなかったため、次年度以降については、直接事業者へ情報提供できるよう努めます。	継 続 パートタイマーやアルバイト等、コロナ禍で就労の厳しい今こそ、情報伝達的手段を工夫しつつ、また、最低賃金以外にも男女雇用機会均等法、改正女性活躍推進法、改正育児・介護休業法などの男女共同参画に係る情報も市ホームページに掲載するなど、事業者に対する就労条件向上への啓発を継続されたい。

⑱ 庁内における推進体制の強化

事業名・内容		令和２年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
57	津市職員男女共同参画研修会の充実		(男女共同参画室)	
	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	男女共同参画週間に合わせ、全職員を対象として自席での動画視聴研修を実施しました。 実施期間 ５月７日（木）～６月３０日（火） 対象者 全職員 4,471 人 参加者 3,163 人（参加率約 70.7%） 内 容 厚生労働省「育 MEN(イクメン) プロジェクト研修動画」 「今すぐ実践！男性の育児休業」 アンケート回答数 3,107（回答率 98.2%） ・研修内容については、「とても良かった」、「よかった」を合わせた回答が約 9 割を占め、約 7 割の職員が、ほぼ希望通りに各種休暇制度を取得できると回答しています。 ・各種休暇制度を取得しづらい理由としては、「周りの人に迷惑を掛けたくない」、「後で自分が多忙になる」との回答が 1 位、2 位となりました。 今後も、職員の男女共同参画意識の高揚につながる旬なテーマの職員研修を実施していきます。	継 続	育児休業制度を取得しづらい理由を精査し、そうした悩みを抱えず制度利用が可能となるよう、また、勤務時間中の研修は所属長の管理のもと行うべきであるとの考えに立ち、研修内容と実施方法を更に工夫したうえで継続して実施されたい。

			(人事課)	
		1 女性職員活躍セミナー 例年実施しているセミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を見送りました。 この他、自治体国際化協会の海外派遣研修には、応募者の中で女性職員が選出され、令和元年度、令和2年度の2年間、シドニーへ赴任しました。益々国際化する地域社会の市政を推進する上で重要な、英語力・国際感覚を身に着けました。	継 続	セミナーについては男女共同参画室とも連携して動画研修等の導入を進めるとともに、重要な施策として計画的かつ継続的な研修を実施されたい。 また、課長級女性職員ネットワークなど、キャリア形成途上で同様に悩みを持った女性職員同士が気軽に情報交換できるような仕組みづくりも考えられたい。

⑭ 市民への啓発と協働の促進

事業名・内容		令和2年度の実績	次年度の方 向性	審議会からの意見
58	市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底		(全庁・広報課)	
	各課（室）において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例および人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的および暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	広報津等について、掲載内容の確認を行い、不適切と思われる表現等があった場合は、担当部署と協議し適切な表現に改めました。 また、写真やイラストを使用する際にも、不適切なものが使用されることのないよう、十分に協議を行いました。 引き続き、広報津や各所管が発行する刊行物において、新聞記者等が使用している記者ハンドブックの最新版に基づき、表現への配慮、チェックを複数の職員で行うとともに、写真やイラストについても不適切なものが使用されることのないよう複数の職員で確認し、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	継 続	市の広報紙や刊行物については、時代とともにチェックすべき内容が多様化していくため、不適切な表現はその都度、庁内で情報共有されるような仕組みを構築し、職員のジェンダー意識向上と、刊行物のチェック等に活用されたい。 また、内閣府男女共同参画局からも固定的性別役割分担に捉われないデザイン素材が提供されているため、活用されたい。

59	男女共同参画に関する図書などによる情報提供		(市民交流課)	
	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センターなどに設置するとともに、市民活動センターのホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	指定管理者である各市民センター運営委員会の予算上の制約があり、男女共同参画関連図書やWeb教材の継続購入は課題である。ポスターの掲示や本に帯を付けることで、市民への啓発を行った。また、男女共同参画室から提供のあった男女共同参画関連図書のリストを設置した。	継 続	関連図書リストを設置されたことは評価できる。今後も男女共同参画の観点での図書リストの設置により、市民への啓発を継続されたい。
			(地域連携課)	
		男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津市市民活動センターへ啓発図書を新規購入して図書コーナーに配架しました。また、男女共同参画室から図書の寄贈をいただくとともに、図書館の男女共同参画関連図書のリストを閲覧コーナーに配置しました。	継 続	関連図書並びに図書リストを配置されたことは評価できる。今後も男女共同参画の観点での関連図書等の配置により、市民への啓発を継続されたい。
		(男女共同参画室)		
	男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津地域の市民センター2か所と市民活動センターへ啓発図書を新規購入して寄贈した他、令和2年度から新たに「男女共同参画に触れる図書リスト」を作成、図書リストを希望する市民センター等へ配布し、市民全体が閲覧可能となるよう市ホームページへも掲載しました。 また、市内図書館へは、市が発行した情報紙やチラシの他にも、県やフレンテが発行するチラシ、啓発物等を積極的に設置依頼しました。 引き続き、男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書等の情報を提供していきます。	継 続	図書リストの配置並びに図書を寄贈したことは評価できる。今後も市民センター等との連携を密にし、支援を継続するとともに、市民への啓発を続けられたい。	

60	講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発	(男女共同参画室)	
	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 2月6日に久居アルスプラザにて「津市男女共同参画フォーラム」の開催を予定しており、アルスプラザは機能的に別室アトスペースでも、ホール映像を流すことが可能であったため、サブホールとして講演会等も上映する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国の感染拡大防止措置や県や市の指針等を踏まえ、開催を中止したため、講演会も中止となりました。 また、「女性のための就職応援セミナー」や「家事場の父力（かじばのパパちから）」を開催し、女性の就職応援や家事シェアについて考えるセミナーを開催しました。 来年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大状況やその時点でのイベント開催基準等を考慮しながら、開催に向けて検討していきます。	継 続	男女共同参画フォーラムが直前で中止となったことは残念な結果であったが、講演会はオンラインと併用するなど、男女共同参画を目的とする市民啓発活動は今後も継続されたい。
61	情報紙「つばさ」の発行	(男女共同参画室)	
	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 編集スタッフと協働して年2回（10月、3月）情報紙を発行しました。より多くの市民へ情報が届けられるよう自治会回覧を行うと共に、津市ホームページへの掲載や市公共施設の窓口へ設置・配布しました。 地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介、クロスワードパズル、料理レシピの紹介など、より多くの市民に読んでもらえる紙面づくりを心掛け、今後も編集スタッフと共に内容充実を図っていきます。 また、編集会議での提案により、令和3年3月からメーリングリストでの情報発信をスタートしたため、メーリングリストへの登録を市広報やイベント等の機会を利用し、市民へ広く周知していきたいと考えます。	継 続	メーリングリストによる情報発信の試みは評価できる。今後は登録者数を増やす工夫を検討されたい。また、ホームページについても市民が興味を持てるような工夫をされたい。

62	男女共同参画フォーラムの開催		(男女共同参画室)	
	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	2月6日に久居アルスプラザにて「津市男女共同参画フォーラム」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国の感染拡大防止措置や県や市の指針等を踏まえ、開催を中止しました。 来年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大状況やその時点でのイベント開催基準等を考慮しながら、男女共同参画の推進とともに市民の意識高揚を図れるよう、開催に向けて検討していきます。	継 続	男女共同参画フォーラムが直前で中止となったことは残念な結果であったが、オンラインと併用するなど、男女共同参画を目的とする市民啓発活動は今後も継続されたい。
63	広報紙・ホームページによる情報提供		(男女共同参画室)	
	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。	三重県内男女共同参画連携映画祭、津市男女共同参画フォーラム、女性のための就職応援セミナー、男女共同参画情報紙「つばさ」などの男女共同参画に関する事業については、随時、市広報及びホームページへ掲載し情報発信しました。 また、7月から「津市男女共同参画室です」というFacebookの公式グループ、3月からは「参画日和」というメールマガジンにより情報発信を新たに始めました。 引き続き、イベントやセミナーなどの機会を活用し、広報紙やホームページ、SNSなどにより効果的な方法を工夫しながら情報を発信していきます。	継 続	メールマガジンを立ち上げSNSを積極的に活用する姿勢は評価できる。このことを市民に周知し、広報の効果に繋げるために今後も継続的に活用をされたい。 なお、運用については改善と十分な注意が必要である。

64	男女共同参画週間および津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発		(男女共同参画室)	
	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間および男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、本庁舎及び各総合支所において懸垂幕の掲示、各図書館では特設コーナー等の設置を行い、全庁的に男女共同参画の啓発に努めました。 3月には、「男女共同参画都市宣言」広報用ロゴマークを作成し、広報用にステッカーを作成するとともに、市ホームページへ掲載しました。 市内の各図書館へは、男女共同参画週間のみならず、年間を通してセミナーチラシや情報紙の配布、啓発冊子等の配布協力を依頼しました。 また、市職員へも同週間を周知するため、時期を合わせて職員研修を実施しました。	継 続	ロゴマークの作成は良い試みであり、広く市民に周知を図り男女共同参画の推進に繋がりたい。
			(各総合支所人権啓発担当)	
		男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、各総合支所生活課・地域振興課において、懸垂幕の掲示を行いました。また、年間を通してセミナーチラシや情報紙、啓発冊子等の窓口への設置及び配布を行いました。	継 続	支所単位での報告書作成が困難でも、各地域の男女共同参画の状況について何らかの方法で情報収集することも検討し、市民への啓発に繋がりたい。

			(図書館)
		全館（9館2室）で共通する取組みとして、男女共同参画週間に合わせて特設コーナー（テーマコーナー）やポップを活用して関連図書の展示を行いました。館の規模により利用数（絶対数）は異なりますが、期間中に他の所蔵場所から図書の補充が必要な程度の利用がありました。例年、このコーナーを開設する目的も含めて、児童書から一般書まで、より多くの本を紹介できるよう選書の段階で意識的に取り入れるよう努めています。また、男女共同参画に関わる周知・啓発として、男女共同参画室や三重県男女共同参画センターフレンテみえより依頼を受け、男女共同参画に関する情報を発信しています。さらに、「女性に対する暴力を無くす運動」啓発期間には、男女共同参画室と連携してポスターの掲示等を行いました。さらに、引き続き、相互貸借制度に基づき津市図書館（9館2室）以外の図書館で所蔵する関連資料の提供や、レフェラルサービスとして専門機関であるフレンテみえや男女共同参画室のご案内を行いました。 各館独自の取組みとして、津図書館では、上記コーナーで関連図書の他、県内の男女共同参画に関連するパンフレットや啓発グッズも併せて展示、ご覧いただけるようにしました。 久居ふるさと文学館では、令和3年2月に予定していた「令和2年度津市男女共同参画フォーラム『わあむ津』」の「久居ふるさと文学館出張展示～図書館の本に触れてみよう」に合わせて、書籍リストを作成しました。企画が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止となったことから、このリストを男女共同参画室により津市ホームページへ登載しました。 美杉図書室では、男女共同参画週間に合わせたしおりを作成し、啓発を行いました。 男女共同参画がよりよく実現できることを目指したさまざまなご意見がある中で、おはなし会の絵本選びやホームページ・メールマガジンにおける図書の紹介欄に、男女共同参画の視点をどのように取り入れることができるのか引き続き調査・研究します。まずは、図書館員の資質向上に努めることで、ジェンダーバイアスのかかった図書については、市民へ過度な推奨を控える配慮を行いました。	継 続 審議会の意見を受け、ジェンダーバイアスのかかった図書についての市民への過度な推奨を控えるなどの配慮をしたことは評価できる。今後も各図書館で連携し、市の男女共同参画促進に資する活動を続けられたい。

3 数値目標の推移

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度	2020 R2 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値※1
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	46.0%	次期計画策定時 R3 年度に調査			65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の啓発を進めます。	49.2%	次期計画策定時 R3 年度に調査			60.0%
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員による子育てについての悩みや不安などの相談支援の充実に努めます。	708 件	859 件	814 件	979 件	740 件
放課後児童クラブなどの未設置校区数	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を設置し、未設置校区を減らします。	9 校区	7 校区	3 校区	3 校区	6 校区
放課後児童クラブの受け入れ児童数	運営者と連携し、放課後児童支援員などの確保および施設の整備に取り組み、放課後児童クラブの充実を図ります。	2,310 人	2,667 人	2,845 人	3,034 人	3,000 人
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の育児休業所得率の向上に努めます。	3.4%	8.0%	7.8%	11.1%	10.0% (R2 年度) ※2

※1・・・第3次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和4年度）の目標としている数値

※2・・・平成28年3月31日策定の特定事業主行動計画に基づき、令和2年度までの目標値となる

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度	2020 R2 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値※1
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、各審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	21.9%	25.5%	24.6%	25.2%	30.0%
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	8.9%	8.1%	8.9%	10.1%	12.0% (R2年度) ※2
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	13 人	13 人	13 人	13 人	16 人

※1・・・第3次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和4年度）の目標としている数値

※2・・・平成28年3月31日策定の特定事業主行動計画に基づき、令和2年度までの目標値となる

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度	2020 R2 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
市民人権講座の参加人数（延べ）	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	703 人	898 人	539 人	589 人	800 人 (毎年)
防災会議における女性委員の比率	防災会議における女性委員の増加に努めます。	16.0%	18.0%	18.0%	15.9%	20.0%
女性委員を含む避難所運営委員会の設置率	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	53.0%	53.0%	53.0%	53.0%	100.0%
津市特定健康診査受診率	40歳～74歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	40.4%	40.7%	41.5%	R3.12に 確定	56.0%

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度	2020 R2 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
DV 被害者で相談した人の比率	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネットなどを活用し、広く市民への周知に努めます。	38.1%	次期計画策定時 R3 年度に調査			60.0%

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H31 年度	2019 R1 年度	2020 R2 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
意識啓発のための訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての意識啓発を図ります。	30 事業所	30 事業所	30 事業所	0 事業所	40 事業所 （毎年）
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会（公募市民）と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	608 人	801 人	358 人	開催なし	700 人 （毎年）
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	28.9%	次期計画策定時 R3 年度に調査			50.0%

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選 定 区 分
1	稲垣 裕子	—	公募
2	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者（農業）
3	太田 増一	津市自治会連合会副会長	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
4	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者（労働関係・商工業）
5	金児 美和子	津市民生委員児童委員連合会	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
6	佐藤 ゆかり	—	公募
7	瀧口 嘉之	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関
8	◎ 東福寺 一郎	—	学識経験者
9	○ 前山 都子	インスピーレマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者（女性起業家）
10	松林 秀典	—	公募
11	森本 和秀	連合三重津地域協議会 副議長	その他市長が必要と認める者（労働関係・雇用）
12	山本 久恵	三重労働局雇用環境・均等室 室長	関係行政機関

※ ◎…会長、○…副会長

(敬称略)

(2) 令和2年度施策進捗状況審議経過（令和3年度）

月 日	事 項
6月28日	津市男女共同参画審議会委員委嘱状交付式及び第1回津市男女共同参画審議会 ・会長、副会長及び検討委員等について ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和2年度施策進捗状況について
6月28日 ～7月9日	各委員へ令和2年度施策進捗状況に関する質問を募集
7月28日	全委員へ上記質問に対する回答を報告
6月28日 ～8月6日	各委員へ令和2年度施策進捗状況に関する意見を募集
8月24日	第1回検討委員会 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）
9月27日	第2回検討委員会 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅳ～Ⅴ）
9月29日 ～10月8日	検討委員へ「審議会からの意見」とりまとめ文案確認 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅰ～Ⅴ）文案確認
12月15日	第2回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和2年度施策実施状況報告書について